

令和 7 年 度

青梅市自治会連合会定期総会議案

- 日 時 令和 7 年 5 月 1 0 日 午前 1 0 時
- 場 所 青梅市役所 2 階会議室

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議 事
 - 議案 (1) 令和 6 年度事業報告
 - 議案 (2) 令和 6 年度収支決算報告および監査報告
 - 議案 (3) 令和 6 年度青梅市自治会連合会ホームページ
運営事業会計収支決算報告および監査報告
 - 議案 (4) 青梅市自治会連合会規約の一部改正について
 - 議案 (5) 令和 7 年度事業計画 (案)
 - 議案 (6) 令和 7 年度収支予算 (案)
 - 議案 (7) 令和 7 年度青梅市自治会連合会ホームページ
運営事業会計収支予算(案)
 - 議案 (8) 令和 7 年度役員の承認について (案)
- 6 新役員代表あいさつ
- 7 退任役員に対する感謝状および記念品贈呈
- 8 退任自治会長に対する感謝状および記念品贈呈
- 9 退任者代表あいさつ
- 10 閉会のことば

青梅市自治会連合会

<https://www.ome-rengou.jp/>

青 梅 市 民 憲 章

小鳥が遊ぶ

緑深い野山

清流が岩をかみ

まちをつらぬく

澄みきった空

黒い豊かな大地

遠い祖先からうけついだ

歴史と文化がいきづくまち

それが

わたしたちの青梅

そこに住む 市民みんなのしあわせと 活気にみちた郷土をきずくために

- 1 木や花をたいせつにし 美しいまちをつくろう
- 2 とともに学びあい 心やからだをきたえよう
- 3 明るい家庭をつくり 若い力を育てよう
- 4 よく働き 豊かなくらしをともにしよう
- 5 協力し助けあい 住みよいまちにしよう

綴込資料

- 1 退任役員
- 2 退任自治会長
- 3 青梅市自治会連合会規約
- 4 青梅市自治会連合会規約施行規則
- 5 青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規
- 6 青梅市自治会連合会個人情報取扱方法
- 7 支会別・年度別自治会加入世帯数

令和６年度は、ロシアによるウクライナ侵攻が４年目を迎え、戦争の長期化により、多くの人命や財産が失われました。アメリカ合衆国ではトランプ大統領へ政権が交代し、戦争終結に向け両国への働きかけを行いました。

日本では長期化する円安により、物価の上昇が続きました。特に主食となる米においては、酷暑による収穫量の減少と、インバウンド等による需要の増加により、米不足や価格の急激な上昇が起こり「令和の米騒動」と呼ばれる状況が発生しました。

自然災害では、延焼面積 2,900 ヘクタールに及ぶ岩手県大船渡市をはじめ、各地で大規模な山林火災が発生しました。この火災では、多くの住宅等にも延焼し甚大な被害が生じました。幸いにも多くの山林を抱える青梅市においては、大きな火災の発生はありませんでした。

自治会活動を取り巻く環境は、会員の高齢化による退会や、コロナ禍を経て、地域への帰属意識の希薄化が進んだこと等により加入率が減少し、自治会活動の担い手不足など、厳しい状況が続いております。

こうした中、自治会連合会においては、支会長会議を開催し、連合会行事の調整や支会間の情報を共有するとともに、専門委員会において自治会運営の課題について検討を進めました。また、自治会長研修、正副支会長研修や役員研修視察を行い、自治会役員のスキルアップを図りました。９月のおーちゃんフェスタでは、連合会として会場内で自治会加入促進活動を行いました。１２月から２月にかけて、連合会と市または各種団体との情報交換会を開催し、今後の自治会運営の円滑化を推進するため、相互の連携強化、情報共有をはかりました。

自治会連合会では、防犯・防災面での地域市民の安全確保に関する取り組み、地域コミュニティの醸成、加入促進活動の推進、退会防止策の検討、会員の親睦と福祉の増進等多岐にわたる事業を進めています。

定期総会にあたり、会員皆様ならびに青梅市および関係各位から寄せられました深い御理解と絶大なる御支援に心からお礼申し上げますとともに、令和６年度の事業の概要を報告いたします。

1 各種研修会

(1) 自治会長研修

期 日 6月16日（日）

内 容 ア デジタル回覧板の使用方法について

イ 支会・自治会活動事例紹介

第4支会（梅郷1・2丁目連合自治会）

「ふるさと体験教室」

紹介者 島崎成利氏（梅郷1丁目前自治会長）

第6支会

「防災に対する取り組み」

紹介者 加藤博行氏（第6支会長）

第8支会

「学校連携授業」

紹介者 杉藤哲郎氏（第8支会長）

参加者 101名

(2) 正副支会長研修〔1泊〕

期 日 6月2日（日）～3日（月）

行 先 山形県方面

内 容 専門委員会の開催、行政改革例の研修、令和6年度の補助事業の説明等

参加者 26名

(3) 役員研修視察

期 日 10月25日（金）

行 先 青梅市リサイクルセンター、株式会社エフピコ関東工場

参加者 25名

2 未加入世帯の加入促進

(1) 連合会の加入促進活動

9月15日のおーちゃんフェスタ2024において、加入チラシ等の配布を行った。また11月3日の産業観光まつりにおいて、加入チラシ等の配布と自治会活動紹介パネル展示等を実施した。

(2) 支会単位の加入勧誘活動

各市民センターを会場とする文化祭等において支会、自治会の活動状況を紹介するなどの加入促進を図った。

(3) 市の施設における加入促進活動

市役所および市民センター窓口において、加入促進パンフレットの配布およびポスターの掲示を行った。また、小学校入学予定者の入学説明会

（１～２月実施）において「加入促進パンフレット」および「すまいるカード周知チラシ」を配布した。

- (4) 各支会・自治会の活動状況などを「広報おうめ」自治会活動紹介コーナーへ継続掲載をした。また、３月１日号に自治会活動特集ページを掲載し、広く市民への情報提供に努めた。

3 青梅市自治会連合会ホームページ

自治会活動について理解を広め、加入促進に繋げるため、平成21年4月からホームページを開設、令和2年12月15日に画面デザインを一新した。

また、令和6年度は、専門委員会（事業委員会）において、ホームページの充実のため、現状の把握と改善事項の検討を行った。

令和6年度は、バナー広告継続のため協力企業等を訪問し、14社から協力を頂いた。

4 自治会連合会すまいるカード事業の促進

自治会加入世帯を対象として、目に見えるメリットとして開始した会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業は11年目を迎え、85社の企業・商店等の協力により運営した。

5 青梅市議会の傍聴

自治会運営に資するため、12月6日（金）および3月5日（水）に自治会連合会三役および支会長が一般質問を傍聴した。

6 事業計画の推進

令和元年度からの取り組みを継続し、「事業委員会」、「総務委員会」、「広報委員会」の3つの専門委員会により、各課題に対する取り組みの強化を図った。

7 青梅市との情報交換会の実施

12月17日（火）に、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、連合会は、自治会および連合会への支援および市民センターの充実等、また各地域における要望等を、市は日本航空学園への支援や関わりについての報告等を行い、情報共有および共通認識のもと、地域の課題解決に向けた情報共有を実施した。

8 コミュニティ事業の推進

各支会において次のような事業を進め、地域コミュニティの醸成に努めた。

(1) 自主防災組織等の充実

消防団および支会内諸団体と連携し、地域住民の防災訓練を実施し、自主的な防災思想の普及に努めるとともに防災組織の充実を図った。

6月30日（日）に青梅市土砂災害対応訓練・水防訓練が新町小学校において行われ、第9支会から計115名が参加協力した。

また11月24日（日）には第五小学校、西中学校および梅郷市民センターにて、青梅市総合防災訓練が行われ第4支会が訓練に参加した。

青梅市自主防災組織連絡会では、6月4日（火）、10月1日（火）および2月4日（火）に自主防災組織の活動や防災リーダー（防災士）の育成事業等について防災課より説明を受けた。7月21日（日）の防災士情報連絡会には20名が、3月9日（日）の防災リーダー講習会に36名がそれぞれ参加した。

自治会、支会で行った防災訓練は12件、延べ1,653名の参加があった。

(2) 防災講演会の開催

防災に関する知識の向上のため、令和7年1月19日（日）に市と共催により講演会を開催した。

ア 演 題 「赤十字防災セミナー」

- ・講演（災害への備え 地震編・大雨編）
- ・実技（エコノミークラス症候群の予防体操）

イ 講 師 日本赤十字社東京都支部

- ・地域企画係長 徳永 悠史氏
- ・防災教育事業指導者 佐藤 靖氏

ウ 参加者 133名

(3) 地域の安全・安心の会等を通じ防犯パトロール等を実施した。

(4) 健康と体力の増進

地域住民の健康と体力の増進のために実施している地区市民運動会および各種スポーツ大会等、健康増進のための諸事業については、規模を縮小したり代替事業を検討するなど、地域住民の参加しやすさや役員の負担軽減を意識して開催する支会もあった。

12月1日（日）第86回奥多摩溪谷駅伝競走大会を後援し、支会・自治会の部に青梅市からは20チームが参加した。

(5) 青少年の育成等

地域の青少年対策地区委員会、PTA等の関係団体と連携し、青少年の健全育成のため、関係事業に協力した。

(6) 文化的事業活動

文化祭、お祭り等、地域住民のふれあいの場となる事業を実施し、コミュニティの基礎となる住民相互の理解と親睦を深めた。

9 青梅市に対する協力

(1) 各種審議会委員等の推薦

青梅市の施策等を検討する各種審議会等に委員として参加し、市政に住民の意見を反映した。

(2) 周知物の協力

自治会組織を通して市および官公署等からの周知物の配布・回覧・掲示を実施し、行政サービス等の周知に協力した。

(3) 美化活動と資源再利用活動

環境美化指導員、環境美化推進員および諸団体と協力し、各自治会内の道路・河川等の清掃美化に努めた。特に8月4日（日）多摩川1万人の清掃大会には、多くの自治会員が参加した。

各地区のごみの減量と資源のリサイクルのため、資源回収を実施し、循環型社会に貢献した。

なお、市が実施する「資源再利用実施団体奨励報償金制度」の利用状況は次のとおりである。

資源再利用実施団体奨励報償金制度の利用状況 (令和7年2月実施分までの概算値)		
実 施 団 体	延 べ 実 施 回 数	回 収 量
1 5 3 団 体	1 , 3 0 6 回	1 , 9 7 3 トン

(4) 各市民センターの運営協力

地域コミュニティの拠点である市民センターの運営に参画し、事業の実施に協力した。

(5) 転入者おもてなし事業への協力

市が転入者に対して特典を配布する「転入者おもてなし事業」について、連合会の「すまいるカード」のお試し版（有効期間3か月間）を提供し事業に協力した。

10 自治会施設の整備等

市の補助を受けて次の整備等を行った。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 集会施設整備 | 24 件 |
| (2) 掲示板修繕 | 65 枚 |
| (3) 省エネルギー機器更新 | 11 件 |

11 関係団体との情報交換会

2月17日（月）に青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会および高齢者クラブ連合会と情報交換会を実施し現状・課題等を共有した。

12 公益的団体に対する協力

(1) 青梅市社会福祉協議会事業等に対する協力

地域社会の福祉向上のため、青梅市社会福祉協議会が実施する福祉事業に協力した。

(2) 各種募金等に対する協力

次のとおり募金活動等に協力した。

ア	赤い羽根共同募金	募金額	1,387,153 円
イ	日本赤十字会員増強運動	実績	2,450,121 円
ウ	緑の募金	募金額	188,780 円
エ	歳末たすけあい運動	募金額	4,085,108 円

(3) 防犯協会等に対する協力

青梅防犯協会、青梅防火防災協会、青梅交通安全協会の事業等に協力し、地域社会の安全・安心に努めた。防犯協会では、各自治会が青色防犯パトロールカーを借用時に自治会仕様の内容の防犯啓発テープを流し、パトロール活動を実施した。

13 近隣市町村自治会連合会との連携

奥多摩町により令和6年度西多摩地区自治会・町内会連合会長会の定期総会が7月に開催された。

(1) 視察研修会

ア	期 日	11月8日（金）
イ	内 容	武蔵御嶽神社（御岳山）の秋季大祭参加

(2) 定例研修会

ア	期 日	2月25日（火）
イ	内 容	演題 「最近の消費者相談の実例について」 講師 青梅市消費者相談室 消費生活相談員 齊藤佐知子氏

14 東京都町会連合会との連携

東京都町会連合会に加入し、常任理事会等の会議に会長が出席して情報交換・意見交換をしている。

15 その他

- ・東京都「地域の底力発展事業助成」に、青梅市から 17 件の事業について助成決定を受けた。

令和 7 年 5 月 1 0 日

青梅市自治会連合会
会 長 宮 口 泉

議案（２）

令和６年度青梅市自治会連合会会計収支決算

収 入

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	増減 (B)-(A)	説 明
1 負 担 金	1,160,000	1,151,440	△ 8,560	
1 負 担 金	1,160,000	1,151,440	△ 8,560	均等割 3,000円×140自治会=420,000円 世帯割 40円×18,286世帯=731,440円
2 交 付 金	1,760,000	1,760,000	0	
1 自治会振興交付金	1,760,000	1,760,000	0	青梅市自治会振興交付金
3 繰 越 金	350,687	350,687	0	
1 繰 越 金	350,687	350,687	0	前年度繰越金
4 諸 収 入	554,313	717,574	163,261	
1 預 金 利 子	10	574	564	普通預金利子
2 助 成 金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会助成金
3 雑 収 入	304,303	467,000	162,697	すまいるカードパンフレット広告代
合 計	3,825,000	3,979,701	154,701	

支 出

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
1 会 議 費	600,000	415,448	184,552	
1 総 会 費	320,000	346,656	△ 26,656	記念品、資料・感謝状印刷代等
2 会 議 費	280,000	68,792	211,208	各種会議資料印刷・都町連交通費
2 事 業 費	2,473,000	2,594,119	△ 121,119	
1 調 査 研 究 費	600,000	859,186	△ 259,186	研修視察（一泊、日帰り）
2 研 修 費	60,000	6,350	53,650	自治会長研修会
3 自 治 会 振 興 費	353,000	288,970	64,030	新旧役員懇親会、役員忘年会、市との情報交換会
4 加 入 特 典 事 業 費	920,000	983,556	△ 63,556	すまいるカードのご案内冊子、すまいるカード、のぼり旗等作成費
5 その他の事業費	540,000	456,057	83,943	支会長防災服・防寒着、自治会長帽子、連合会だより印刷、自治会加入促進ポスター作成、奥多摩溪谷駅伝競走大会参加費助成
3 負 担 金	60,000	40,000	20,000	
1 負 担 金	60,000	40,000	20,000	西多摩地区自治会町内会連合会長会負担金、東京都町会連合会会費

科 目	予算額 (A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
4 事 務 費	171,000	126,342	44,658	
1 消 耗 品 費	50,000	14,894	35,106	事務用消耗品
2 通 信 運 搬 費	105,000	108,478	△ 3,478	事務局携帯電話代、郵便料
3 事務局調査研究費	10,000	0	10,000	
4 備 品 購 入 費	0	0	0	
5 雑 費	6,000	2,970	3,030	振込手数料
5 慶 弔 費	60,000	25,000	35,000	
1 慶 弔 費	60,000	25,000	35,000	弔慰金 2 件、傷病見舞金 3 件
6 交 際 費	420,000	333,000	87,000	
1 交 際 費	260,000	173,000	87,000	他団体総会等会費・祝金
2 会 長 等 活 動 費	160,000	160,000	0	会長・副会長・会計活動費
7 予 備 費	41,000	0	41,000	
1 予 備 費	41,000	0	41,000	
合 計	3,825,000	3,533,909	291,091	

収入支出差引残額 445,792 円は翌年度へ繰越します。

令和 7 年 5 月 1 0 日

青梅市自治会連合会会長

宮 口 泉

同 会 計

加 藤 博 行

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和 7 年 4 月 7 日

青梅市自治会連合会会計監事

濱 野 芳 嗣

同 会 計 監 事

國 生 隆 利

同 会 計 監 事

木 下 晋

議案（３） 令和６年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支決算

収 入				(単位 円)
科 目	予算額(A)	収入済額(B)	増減(B)-(A)	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	504,000	504,000	0	年額36,000円×14社
3 繰 越 金	766,418	766,418	0	
4 支 会 負 担 金	121,000	121,000	0	11,000円×11支会=121,000円
5 預 金 利 子	10	653	643	
6 雑 収 入	572	0	△ 572	
合 計	1,542,000	1,542,071	71	

支 出				(単位 円)
科 目	予算額(A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
1 事 業 費	608,000	607,200	800	ホームページ保守委託料
2 研 修 費	0	0	0	開催なし
3 支 払 手 数 料	1,000	770	230	振込手数料
4 予 備 費	933,000	0	933,000	
合 計	1,542,000	607,970	934,030	

収入支出差引残額 934,101 円は翌年度へ繰越します。

令和7年5月10日

青梅市自治会連合会会長 宮 口 泉

同 会 計 加 藤 博 行

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和7年4月7日

青梅市自治会連合会会計監事 濱 野 芳 嗣

同 会 計 監 事 國 生 隆 利

同 会 計 監 事 木 下 晋

議案（４） 青梅市自治会連合会規約の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 1 0 日

青梅市自治会連合会会長 宮 口 泉

（説明）

副会長を現行の一名から二名に変更するとともに、このうち一名を会計を兼務することに改める。

あらたに会長、副会長および専門委員会の委員長で構成する企画委員会を設置する。

このほか、一部条文の整理を行いたいので、この案を提出します。

改正 1 （第 5 条関係）

連 合 会 三 役	役 職	→	役 職
	会 長		会 長
	副 会 長		副 会 長
	会 計		副 会 長（会 計 兼 務）

改正 2 （第 1 5 条関係）

企画委員会の新設

青梅市自治会連合会規約の一部改正（案）

青梅市自治会連合会規約の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「1名」を「2名（うち1名は会計を兼務する。）」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条第2項中「第1号、第2号および第3号の役員」を「第1号および第2号に規定する役員」に、「同項第4号」を「同項第3号」に改め、同条第3項中「第1項第5号および第6号」を「第1項第4号および第5号」に改める。

第7条第1項中「会長、副会長および会計」を「会長および副会長」に改める。

第12条第1項中「、会計」を削る。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「終る」を「終わる」に改め、同条を第17条とする。

第15条を16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（企画委員会）

第15条 第4条の事業を具体的に実施する調整機関として、企画委員会を置くことができる。

2 企画委員会は、会長、副会長および専門委員会の委員長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

付 則

この規約は令和7年5月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案（５）

令和７年度事業計画（案）

１ 目標

自治会組織本来の目的である住民福祉の増進と自治会の健全な発展を図るため、次の事業を実施する。なお事業実施にあたっては、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、その協働に努めるものとする。

２ 事業計画

（１）各種研修会

- ア 正副支会長宿泊研修会
- イ 自治会長研修会
- ウ 役員研修
- エ 防災講演会

（２）自治会制度等の調査研究

- ア 自治会役員負担軽減の推進
- イ 自治会運営の人材確保と育成についての調査研究
- ウ 連合会事務局にかかる調査研究
- エ 自治会の体制・制度についての調査研究

（３）組織の強化

- ア 委員会活動の充実促進（総務委員会、事業委員会、広報委員会の３つの専門委員会と企画委員会）
- イ 地域防災、防犯の意識向上の推進
- ウ 自治会加入促進活動の実施、支会長会等における加入・退会防止対策に向けた事業や方策等の検討
- エ 自治会活動への女性・若者の参画、高齢者見守り活動の推進
- オ 小・中ＰＴＡ、学校との連携推進
- カ 青梅市自治会連合会に未加入の自治会に対する、自治会連合会への加入呼びかけ
- キ 会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業の充実
- ク 青梅市自治会連合会ホームページの充実
- ケ 多摩ケーブルネットワークの青梅市自治会連合会活動紹介番組「みんなの自治会」の充実
- コ 青梅市自治会連合会だより、広報おうめ自治会活動紹介コーナー、自治会・支会活動事例集の充実
- サ デジタル回覧板の推進

(4) コミュニティ事業の推進

- ア 市議会傍聴（年２回）
- イ 地域自主防災組織の充実、強化を図る事業
- ウ 地域の安全を守る活動の強化を図る事業
- エ 運動会、スポーツ大会等、健康と体力の増進を図る事業
- オ 美化運動、ごみ減量運動および資源再利用運動の推進
- カ 市民センター事業への協力
- キ 青少年健全育成事業の推進
- ク 地域の文化的事業の推進
- ケ 青梅大祭等への協賛
- コ その他コミュニティ形成に必要な事業の実施

(5) 行政への協力

- ア 各種審議会等への委員の推薦
- イ 市周知物の配布および回覧・掲示
- ウ デジタル回覧板の活用
- エ 資源再利用実施団体奨励報償金制度の奨励
- オ 避難行動要支援者支援制度への協力
- カ その他住民福祉に必要な行政への協力

(6) 公益団体への協力

- ア 社会福祉協議会の事業への協力
- イ 防犯および防火防災、交通安全等各種団体の事業への協力
- ウ 赤い羽根共同募金等各種募金活動への協力
- エ その他公益団体が実施する事業への協力

(7) 青梅市自治会連合会、市との連携基本協定を推進する

(8) 東京都町会連合会との連携

(9) 西多摩地区自治会・町内会連合会長会との連携

(10) 地域で活躍する各種団体との連携

令和７年５月１０日

青梅市自治会連合会
会 長 宮 口 泉

議案（６）

令和７年度青梅市自治会連合会会計収支予算（案）

収 入

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 負 担 金	1,053,000	1,160,000	△ 107,000	
1 負 担 金	1,053,000	1,160,000	△ 107,000	均等割 3,000円×131自治会＝393,000円 世帯割 40円×16,500世帯＝660,000円
2 交 付 金	1,760,000	1,760,000	0	
1 自治会振興交付金	1,760,000	1,760,000	0	青梅市自治会振興交付金
3 繰 越 金	445,792	350,687	95,105	
1 繰 越 金	445,792	350,687	95,105	前年度繰越金
4 諸 収 入	251,208	554,313	△ 303,105	
1 預 金 利 子	570	10	560	普通預金利子
2 助 成 金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会助成金 250,000円
3 雑 収 入	638	304,303	△ 303,665	すまいるカードパンフレット広告代 ※次回は令和９年度
合 計	3,510,000	3,825,000	△ 315,000	

支 出

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 会 議 費	628,000	600,000	28,000	
1 総 会 費	318,000	320,000	△ 2,000	記念品、資料・感謝状印刷代等
2 会 議 費	310,000	280,000	30,000	会議資料印刷、都町連交通費、支会 長会議等交通費、全国大会参加費
2 事 業 費	1,776,000	2,473,000	△ 697,000	
1 調 査 研 究 費	720,000	600,000	120,000	役員宿泊研修、研修視察
2 研 修 費	140,000	60,000	80,000	自治会長研修会
3 自 治 会 振 興 費	306,000	353,000	△ 47,000	懇親会、忘年会等
4 加 入 特 典 事 業 費	40,000	920,000	△ 880,000	すまいるカード協賛店御礼手土産
5 そ の 他 の 事 業 費	570,000	540,000	30,000	自治会長アポロキャップ、奥多摩溪 谷駅伝参加助成、連合会だより印刷
3 負 担 金	60,000	60,000	0	
1 負 担 金	60,000	60,000	0	西多摩地区自治会・町内会連合会長 会負担金、東京都町会連合会負担金

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 事 務 費	255,000	171,000	84,000	
1 消 耗 品 費	75,000	50,000	25,000	事務用消耗品
2 通 信 運 搬 費	160,000	105,000	55,000	問い合わせ用携帯電話代、郵便料
3 事務局調査研究費	10,000	10,000	0	連合会事務局にかかる調査研究費
4 備 品 購 入 費	0	0	0	
5 雑 費	10,000	6,000	4,000	振込手数料
5 慶 弔 費	60,000	60,000	0	
1 慶 弔 費	60,000	60,000	0	弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金
6 交 際 費	443,000	420,000	23,000	
1 交 際 費	243,000	260,000	△ 17,000	各種団体の総会祝金等
2 会 長 等 活 動 費	200,000	160,000	40,000	会長・副会長（2名）活動費
7 予 備 費	288,000	41,000	247,000	
1 予 備 費	288,000	41,000	247,000	
合 計	3,510,000	3,825,000	△ 315,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和7年5月10日

青梅市自治会連合会

会 長 宮 口 泉

議案（７）

令和７年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支予算（案）

収 入		(単位 円)		
科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	468,000	504,000	△ 36,000	36,000円×13社
3 繰 越 金	934,101	766,418	167,683	
4 支 会 負 担 金	121,000	121,000	0	11,000円×11支会
5 預 金 利 子	600	10	590	
6 雑 収 入	299	572	△ 273	
合 計	1,674,000	1,542,000	132,000	

支 出		(単位 円)		
科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事 業 費	608,000	608,000	0	ホームページ保守委託料
2 研 修 費	0	0	0	ホームページ操作研修費
3 支 払 手 数 料	1,000	1,000	0	振込手数料
4 予 備 費	1,065,000	933,000	132,000	
合 計	1,674,000	1,542,000	132,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和7年5月10日

青梅市自治会連合会
会 長 宮 口 泉

議案(8)

令和7年度青梅市自治会連合会役員(案)

役 職	氏 名	所属支会	所 属 自 治 会	備 考
会長	宮 口 泉	第8支会	師岡町3・4丁目	専任
副会長	小 花 紀 彦	第9支会	新町2丁目	
副会長	加 藤 博 行	第6支会	富岡	
常任理事	荒 井 紀 善	第1支会	大柳町	
常任理事	宇津木 順 一	第2支会	下長淵第4	
常任理事	加 藤 友 理	第3支会	塩船	
常任理事	古 屋 孝 男	第4支会	梅郷4丁目	
常任理事	平 岡 孝	第5支会	二俣尾1丁目	
常任理事	篠 田 隆	第7支会	成木3丁目	
常任理事	杉 藤 哲 郎	第8支会	グリーンサイド東青梅	
常任理事	瀬 崎 正 吾	第10支会	河辺町7丁目	
常任理事	中 里 晃	第11支会	今井中組	
会計監事	古 屋 茂 喜	第5支会	沢井3丁目	
〃	大 城 清 光	第6支会	黒沢3丁目第1	
〃	早 川 涉	第7支会	成木7丁目	
理事	梶 順一郎	第1支会	西分町	
〃	白 土 賢 治	第1支会	滝ノ上町	
〃	濱 野 芳 嗣	第2支会	駒木町第3	
〃	神 山 芳 勝	第2支会	上長淵第2	
〃	山 崎 定 彦	第3支会	木野下	
〃	國 生 隆 利	第3支会	今寺第四	
〃	木 下 晋	第4支会	柚木町2丁目	
〃	森 田 宏	第4支会	和田町	
〃	青 柳 実	第5支会	沢井1丁目	
〃	宿 谷 弘 行	第6支会	小曾木4丁目	
〃	原 嶋 秀 之	第8支会	東青梅2丁目第1	
〃	久 末 松 男	第8支会	東青梅3丁目	
〃	蒲 生 真規子	第8支会	旭ヶ丘団地	
〃	松 永 栄	第9支会	新町4丁目	
〃	宮 下 昇	第9支会	新町7・8・9丁目	
〃	下 山 克 己	第10支会	河辺町5丁目	
〃	岡 田 淳	第10支会	多摩川河辺連合	
〃	久保隅 明	第11支会	藤橋第2	
〃	町 田 伸 二	第11支会	今井原今井	
〃	田 中 利 充	第11支会	藤橋中	
顧問	高 橋 正	第2支会	駒木町第1	

【資料 1】

退 任 役 員

役 職	氏 名	支 会 名	所属自治会
常任理事	京 正 等	第 1 支会	西分町
常任理事	加 藤 利 保	第 7 支会	成木 7 丁目
常任理事	枋 谷 博	第11支会	藤橋上組
理 事	辻 秋 男	第 1 支会	勝沼 2 丁目
理 事	和 山 満 雄	第 3 支会	野上第 3
理 事	市 川 洋 治	第 6 支会	小曾木 1 丁目
理 事	吉 崎 利 信	第 6 支会	黒沢 3 丁目第 2
理 事	師 岡 知	第 7 支会	成木 5 丁目
理 事	小柳津 久 巳	第 8 支会	東青梅 2 丁目第 2
理 事	梅 田 利 幸	第11支会	今井堀之内

退任者合計 1 0 名（感謝状贈呈者）

【資料 2】

退 任 自 治 会 長

第 1 支会（17 名中 9 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
勝沼 1 丁目	東 芳 行	勝沼 2 丁目	辻 秋 男
住江町	深 谷 浩	仲町	浅 田 悦 敬
森下町	芳 野 隆 宣	裏宿町 1 丁目	武 石 昇
天ヶ瀬町	遠 藤 敏 博	大柳町	荒 井 紀 善
日向和田 3 丁目	澤 本 保 明		

第 2 支会（24 名中 12 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
駒木町第 1	原 島 哲 次	駒木町第 2	坂 本 昌 則
友田町第 2	栗 原 伊知郎	友田町第 4	宇津木 直 人
友田町第 5	野 村 厚	友田町第六地域会	富 山 寿 夫
友田町第 7	嶋 田 晃	千ヶ瀬町第 2	伊 藤 策 久
千ヶ瀬町第 3	小 林 新 吉	千ヶ瀬町第 4	柳 川 幹 司
千ヶ瀬町第 5	斉 藤 隆 司	千ヶ瀬町第 7	山 口 裕 臣

第 3 支会（11 名中 5 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
野上第 1	山 本 正 美	野上第 2	吉 川 正 弘
大門第 5	関 口 栄 司	今寺西	星 野 延 利
今寺榎	福 岡 良 一		

第 4 支会（13 名全員留任）

第 5 支会（11 名全員留任）

第 6 支会（10 名中 4 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
小曾木 1 丁目	市 川 洋 治	黒沢 1 丁目第 1	高 山 俊 也
黒沢 2 丁目第 1	柳 内 賢 治	黒沢 2 丁目第 2	中 野 敏 章

第 7 支会（ 4 名中 3 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
成木 1 丁目	宮 寺 進	成木 5 丁目	師 岡 知
成木 7 丁目	加 藤 利 保		

第 8 支会（ 1 5 名中 1 名退任）

自 治 会 名	氏 名
東青梅 2 丁目第 2	小柳津 久 巳

第 9 支会（ 9 名中 4 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
新町 1 丁目	山 下 望	新町 3 丁目東	足 立 洋二郎
末広町 1 丁目	橋 本 義 輝	末広町 2 丁目	笹 倉 眞一郎

第 1 0 支会（ 1 2 名中 1 名退任）

自 治 会 名	氏 名
河辺グレイメントマンション	岩 本 翔

第 1 1 支会（ 1 3 名中 7 名退任）

自 治 会 名	氏 名	自 治 会 名	氏 名
藤橋上組	栃 谷 博	藤橋中	松 尾 邦 彦
藤橋宮本	石 川 雅 章	藤橋西側	秋 葉 勉
今井柳田	吉 田 孝 男	今井原今井	町 田 富 市
今井堀之内	梅 田 利 幸		

青梅市自治会連合会規約

(名称および事務所)

第 1 条 本会は青梅市自治会連合会と称し、事務所を青梅市役所内に置く。

(組 織)

第 2 条 本会は青梅市内の自治会をもって組織する。

2 本会の運営を円滑にするため、前項の自治会を区分して支会を組織する。

(目 的)

第 3 条 本会は会員の福祉増進と自治会の健全な発展を図るため、自治会相互の連絡協議によって市政への協力および民意反映に努めるとともに、自治会相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会活動に関する調査研究に関すること。
- (2) 自治会活動に資する研修会等の開催に関すること。
- (3) 自治会相互の連絡調整を図ること。
- (4) 市政への協力に関すること。
- (5) 関係機関および団体との協力連携に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名（うち 1 名は会計を兼務する。）
- (3) 常任理事 10 名以内
- (4) 理 事 若干名
- (5) 会計監事 3 名

2 前項第 1 号および第 2 号に規定する役員は、支会長または支会長経験者のうち、別に定める推薦委員会の推薦するものを、同項第 3 号に規定する役員は、支会長のうち、役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

3 第 1 項第 4 号および第 5 号に規定する役員は副支会長のうちから役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

(役員 の 職務)

第 6 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は本会の経理をつかさどる。

4 常任理事は理事を指揮し会務を執行する。

5 理事は会務を執行する。

6 会計監事は会計事務を監査する。

第 6 条の 2 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮って会長がこれを委嘱する。

(役員 の 任期)

第 7 条 役員のうち、会長および副会長の任期は 2 年とし、常任理事、理事および会計監事の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に退任したとき、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(機 関)

第 8 条 本会に次の機関を置く。

(1) 総 会

(2) 役 員 会

(3) 支会長会

(総 会)

第 9 条 総会は定期総会および臨時総会とし、自治会長全員をもって構成する。

2 定期総会は毎年 1 回 5 月にこれを開き、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

3 総会の議長はそのつど総会において選出する。

(総会の権限)

第 1 0 条 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業報告および決算の承認

(3) 役員 の 承認

(4) 事業計画および予算の議決

(5) その他必要な事項

(役員会)

第 1 1 条 役員会は役員全員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 役員会の議長は会長とする。

(支会長会)

第 1 2 条 支会長会は、会長、副会長および常任理事で構成し、随時会長が招集する。

2 支会長会の議長は、副会長とする。

(機関の成立と議事の決定)

第 1 3 条 総会、役員会および支会長会は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(専門委員会)

第 1 4 条 第 4 条の事業を円滑に推進するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によるものとし、会議は、必要に応じて委員長が招集する。

3 専門委員会は、会議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(企画委員会)

第 1 5 条 第 4 条の事業を具体的に実施する調整機関として、企画委員会を置くことができる。

2 企画委員会は、会長、副会長および専門委員会の委員長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

(経費の負担)

第 1 6 条 本会の経費は各自治会の負担金および市の交付金その他をもってこれに充てる。

(会 計)

第 1 7 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

(規約の改廃)

第 1 8 条 この規約を改廃しようとするときは、第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、総会において構成員の過半数以上の賛成を必要とする。

(その他必要な事項)

第 19 条 この規約の施行に際し必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

付 則

- 1 この規約は昭和 35 年 5 月 3 日から施行する。
- 2 青梅市自治会長会規約は廃止する。

付 則

- 1 この規約は公布の日から施行し、昭和 36 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 この規約は昭和 44 年 5 月 16 日から施行し、昭和 43 年 12 月 25 日から適用する。

付 則

この規約は昭和 46 年 5 月 22 日から施行する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は平成 18 年 5 月 21 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は平成 24 年 5 月 12 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は令和 3 年 5 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は令和 7 年 5 月 10 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

青梅市自治会連合会規約施行規則

第 1 条 この規約は青梅市自治会連合会規約（以下「規約」という。）の施行に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 規約第 2 条第 2 項の支会は、青梅、長淵、大門、梅郷、沢井、小曾木、成木、東青梅、新町、河辺、今井の各市民センター区域を単位とする 11 支会とし、この順に番号を付ける。

第 3 条 規約第 16 条に規定する各自治会の負担金は、均等割および世帯割とする。ただし、世帯割については、毎年 4 月 1 日現在の世帯数を基準として算定する。

2 青梅市自治会連合会のホームページ運営事業に関する負担金は、支会割とする。

付 則

1 この施行規則は昭和 35 年 5 月 3 日から施行する。

2 青梅市自治会長会規約施行規則は廃止する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 36 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は平成 1 8 年 5 月 2 1 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は平成 2 4 年 4 月 1 1 日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は令和 7 年 4 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

青梅市自治会連合会規約施行規則の一部改正について

青梅市自治会連合会規約施行規則の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 1 5 条」を「第 1 6 条」に改める。

付 則

この施行規則は令和 7 年 4 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 4 月 9 日

青梅市自治会連合会

会 長 宮 口 泉

青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規

（目 的）

第 1 条 この内規は、自治会長相互の友愛を深めるため、自治会長およびその家族の死亡等に対し、弔慰金等を贈呈することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（弔慰金）

第 2 条 自治会長またはその親族が死亡したときは、次の区分によって弔慰金を贈呈する。

(1) 自治会長 20,000 円

(2) 配偶者 10,000 円

(3) 自治会長の父、母、子（自治会長と同一家屋に居住または、自治会長が葬儀の施主である場合）

5,000 円

（傷病見舞金）

第 3 条 自治会長が引き続き 15 日以上または入院 7 日以上にわたって療養を要する負傷または疾病にかかった場合においては、傷病見舞金として 5,000 円を贈呈する。

（災害見舞金）

第 4 条 自治会長の住居が、焼失等による災害を受けたときは、その災害の程度により 20,000 円の範囲内で災害見舞金を贈呈する。ただし、この災害が地震等天災地変に該当するときは適用しないものとする。

（弔慰金等の額の特例）

第 4 条の 2 第 2 条から第 4 条に規定する弔慰金等の額について、特に会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（関係者の適用）

第 5 条 本会与密接な関係にある者で、第 2 条から第 4 条までに該当したときは、各条に準じて弔慰金等を贈呈することができる。

2 前項にもとづき弔慰金等を贈呈したときは、次の役員会に報告しなければならない。

（報 告）

第 6 条 自治会長は、前各条に該当することを聞知したときは、支会長を通じて、すみやかに会長に報告するものとする。

(委 任)

第 7 条 この内規の施行について必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この内規は昭和 4 6 年 1 0 月 6 日から施行する。
- 2 青梅市自治会連合会慶弔見舞金（内規）は、昭和 4 6 年 1 0 月 5 日に廃止する。

付 則

この内規は公布の日から施行し、昭和 4 9 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この内規は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この内規は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、弔慰金については、平成 4 年 9 月 1 0 日からとする。

付 則

この内規は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

青梅市自治会連合会 個人情報取扱方法

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法（以下「取扱方法」という。）は、青梅市自治会連合会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、事業の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 この取扱方法は、総会資料または回覧で役員等に周知するものとする。

（個人情報の取得）

第4条 本会は、支会、自治会等役員の個人情報を取得するものとする。

2 本会が取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) その他、本会の運営上必要な事項で、役員等の同意を得た事項

（利用）

第5条 本会が取得した個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 役員等名簿の作成および役員等への配付
- (3) 本会が実施する事業の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における要支援者等の支援活動

（管理）

第6条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員等が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長の指示により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 本会が取得した個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関若しくは東京都、青梅市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 本会、同支会その他これらに準じる公共目的の団体、学校等が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(委任)

第8条 この取扱方法に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、役員会の決定を経て会長が定める。

付 則

この取扱方法は、平成29年5月13日から施行する。

支会別・年度別 自治会加入世帯数

	令和 7	6	5	4	3	2	元	平成 30	29	28
第1支会	2,660	2,732	2,829	2,901	2,984	3,078	3,168	3,272	3,316	3,349
第2支会	3,329	3,528	3,794	3,943	4,138	4,314	4,444	4,598	4,668	4,805
第3支会	1,071	1,517	1,873	2,010	2,129	2,254	2,341	2,498	2,573	2,676
第4支会	1,866	1,928	2,071	2,176	2,243	2,323	2,399	2,453	2,508	2,593
第5支会	586	676	699	772	885	918	956	976	1,001	1,013
第6支会	480	634	661	683	697	712	752	773	793	808
第7支会	288	289	291	500	534	552	559	568	578	583
第8支会	2,653	2,751	2,846	2,925	2,944	3,091	3,266	3,358	3,423	3,496
第9支会	1,049	1,105	1,149	1,207	1,270	1,336	1,426	1,501	1,603	1,696
第10支会	2,027	2,137	2,181	2,257	2,286	2,353	2,479	2,578	2,637	2,650
第11支会	847	989	1,017	1,077	1,242	1,281	1,365	1,469	1,533	1,593
小 計 (A)	16,856	18,286	19,411	20,451	21,352	22,212	23,155	24,044	24,633	25,262
連合会未加入 自治会(B)	2,860	2,430	2,277	2,029	1,978	1,999	1,885	1,870	1,880	1,897
合 計 (A)+(B)=(C)	19,716	20,716	21,688	22,480	23,330	24,211	25,040	25,914	26,513	27,159
全世帯数(D)	66,048	65,352	64,789	64,386	64,034	63,547	63,188	62,910	62,461	62,129
加入率 (%) (C) ÷ (D)	29.85%	31.70%	33.47%	34.91%	36.43%	38.10%	39.63%	41.19%	42.45%	43.71%
人 口	128,653	129,178	129,918	130,762	131,661	132,593	133,574	134,708	135,570	136,545

支会別・年度別 自治会数

	令和 7	6	5	4	3	2	元	平成 30	29	28
第1支会	17	17	17	17	18	19	19	19	19	19
第2支会	22	24	24	24	24	24	24	25	25	25
第3支会	8	11	13	14	14	14	14	14	14	14
第4支会	13	13	13	13	13	13	13	14	14	14
第5支会	10	11	11	12	14	14	14	14	14	14
第6支会	8	10	10	10	10	10	11	11	11	11
第7支会	4	4	4	7	8	8	8	8	8	8
第8支会	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16
第9支会	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
第10支会	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13
第11支会	13	14	13	13	16	16	16	16	16	16
小 計 (A)	131	140	141	146	153	154	156	158	158	159
連合会未加入 自治会(B)	28	23	22	18	14	14	13	12	12	12
合 計 (A) + (B)	159	163	163	164	167	168	169	170	170	171